

社会福祉法人高岡の里福祉会

## 定 款 細 則

(平成29年4月1日変更)

## 社会福祉法人高岡の里福祉会定款細則

### (根拠及び目的)

第1条 社会福祉法人高岡の里福祉会定款（以下「定款」という。）第43条の規定により、社会福祉法人高岡の里福祉会細則（以下「細則」という。）を定める。

2 この細則は、評議員会・理事会等の職務権限及び責務等を明確にし、社会福祉法人高岡の里福祉会（以下「当法人」という。）の経営及び運営が円滑かつ適正に執行されることを目的とする。

### (基本理念)

第2条 定款第1条及び第3条に規定する目的並びに経営の原則等を遵守し、民主的かつ公正な経営及び運営を行うものとする。

### (評議員会の職務等) 定款第11条関係

第3条 評議員会は、次の事項について、決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任に関すること
- (2) 理事及び監事の報酬に関すること
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準に関すること
- (4) 貸借対照表及び収支計算書及び財産目録の承認に関すること
- (5) 定款の変更に関すること
- (6) 残余財産の処分に関すること
- (7) 基本財産の処分に関すること
- (8) 社会福祉充実計画の承認に関すること
- (9) 事業計画書及び収支予算書に関すること
- (10) 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄に関すること
- (11) 法人の解散に関すること
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項に関すること

### (評議員会の運営) 定款第43条関係

第4条 評議員会の運営は、別に定める評議員会運営規則による。

### (評議員の選任及び解任) 定款第6条関係

第5条 評議員の選任・解任は、評議員選任・解任委員会の決議によって選任及びを解任する。

### (評議員選任・解任委員会の運営) 定款第43条関係

第6条 評議員選任・解任委員会の運営は、別に定める評議員選任・解任委員会運営細則による。

### (理事会の職務等) 定款第24条及び第26条関係

第7条 理事会は、次の事項について、職務を行う。

- (1) 業務執行の決定に関すること
- (2) 理事長及び業務執行理事の職務執行の監督に関すること
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職に関すること
- (4) 施設長等の選任及び解任に関すること

(監事の職務等) 定款第 20 条関係

第8条 監事は、次の事項について、職務を行う。

- (1) 理事の職務の監督及び監査報告書の作成に関すること
- (2) 業務及び財産の状況調査に関すること
- (3) 理事会への出席に関すること

(理事会の運営) 定款第 43 条関係

第9条 理事会の運営は、別に定める理事会運営規則による。

(理事長及び業務執行理事の職務等) 定款第 19 条第 24 条関係

第10条 理事長は、次の事項について、業務等を行う。

- (1) 職務の執行に関すること
- (2) 理事会への職務執行状況の報告に関すること
- (3) 財産の管理に関すること
- (4) 事業計画及び予算書の作成に関すること
- (5) 事業報告及び決算書の作成に関すること
- (6) 社会福祉充実計画の作成に関すること
- (7) 職員の任免に関すること。

2 業務執行理事は、理事長の職務を分担し、執行するものとする。

(補 則)

第11条 この細則のほか、業務執行等に関する必要な事項は別に定める。

(改 廃)

第12条 この細則の改廃は、理事会において行う。

(附 則)

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。